

令和元年10月現在

旅行業者代理業の新規登録について

* 登録申請、相談等に来庁する場合は事前に電話で日時をお知らせください。

群馬県産業経済部観光局観光物産課

電話 027-226-3381

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 (県庁舎11階)

旅行業の新規登録申請について

【旅行業の登録区分】

| 業者区分 | | 登録有効期間 | 登録 行政庁 | 業務範囲 | | | | 登録要件 | | |
|------------------|------|--------|---------------|----------|----|---------|----------|-------------------|----------|-------------------|
| | | | | 企画旅行（注1） | | | 手配 旅行 | 営業 保証金 （注2） | 基準 資産 | 取 扱 管理者 の選任 |
| | | | | 募集型 | | 受注 型 | | | | |
| | | | | 海外 | 国内 | | | | | |
| 旅 行 業 者 | 第1種 | 5年 | 観光庁長官 | ○ | ○ | ○ | ○ | 7000万 | 3000万 | 必要 (注3) |
| | 第2種 | | 都道府県 知事 | × | ○ | ○ | ○ | 1100万 | 700万 | |
| | 第3種 | | | × | □ | ○ | ○ | 300万 | 300万 | |
| | 地域限定 | | | × | △ | △ | △ | 15万 | 100万 | |
| 旅行業者代理業 | | — | 旅行業者から委託された業務 | | | | 不要 | — | | |

□：区域限定

一の募集型企画旅行ごとに、出発地、目的地、宿泊地および帰着地が次のア～ウの区域内に収まっている必要があります。

- ア. 自らの営業所の存する市町村
- イ. アの市町村に隣接する市町村
- ウ. 国土交通大臣の定める区域

△：区域限定

一の旅行ごとに、出発地、目的地、宿泊地および帰着地が次のア～ウの区域内に収まっている必要があります。

- ア. 自らの営業所の存する市町村
- イ. アの市町村に隣接する市町村
- ウ. 国土交通大臣の定める区域

注1：「企画旅行」とはあらかじめ（募集型）又は旅行者からの依頼により（受注型）、旅行に関する計画を作成するとともに、運送又は宿泊サービスの提供に係る契約を自己の計算において締結する行為。

注2：旅行業協会に加入している場合は営業保証金の供託に代えて、その5分の1の金額を弁済業務保証金分担金として協会に納付。

年間取引見込額によっては、供託又は納付すべき額が増加するので注意【旅行業法施行規則別表1】

注3：旅行業務取扱管理者

第1 旅行業登録制度

- (1) 旅行業者代理業を営もうとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。【旅行業法第3条及び同法施行規則第1条の2第1項第3号】
- (2) 旅行業者代理業の登録を受けようとする者は、申請書及びその他国土交通省令で定めた事項を記載した書類を添付して申請しなければなりません。【旅行業法第4条及び同法施行規則第1条の4】
- (3) 登録を受けずに旅行業者代理業の営業活動を行うと、法律により罰せられます。【旅行業法第74条】

第2 登録の拒否要件

申請者が、登録拒否条項（下記事項）に該当しないことが条件となります。【旅行業法第6条第1項各号】

- (1) 旅行業法第19条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第37条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消の日から5年を経過していない者を含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- (3) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第8号において同じ。）
- (4) 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
- (5) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記（1）から（4）又は（7）のいずれかに該当するもの
- (6) 旅行業法第6条第1項第6号において規定する、心身の故障により旅行業、旅行業者代理業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの若しくは旅行業法第26条第1項第3号において規定する、心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (7) 法人であって、その役員のうち上記（1）から（4）又は（6）のいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (9) 営業所ごとに旅行業法第11条の2の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められないもの

- (10) 旅行業者代理業を営もうとする者であって、その代理する旅行業を営む者が2以上であるもの

第3 新規登録申請に当たっての要件

- (1) 主たる営業所の所在地が群馬県内にあること。
(2) 法人で申請する場合は、商号・目的（定款・履歴事項全部証明書共に）について、下記事項に注意のこと。

| | |
|----|---|
| 商号 | 既存の登録の旅行業者・旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者との類似商号をさけるため、申請書提出前に電話等で確認のこと。 |
| 目的 | 必ず『旅行業者代理業』又は『旅行業法に基づく旅行業者代理業』とすること。 |

- (3) 総合又は国内の旅行業務取扱管理者を選任すること。【旅行業法第11条の2】
- ① 1営業所につき1人以上の旅行業務取扱管理者（常勤専任で就業のこと）を選任すること。
 - ② 海外旅行を取り扱う営業所においては、必ず総合旅行業務取扱管理者を選任すること。
 - ③ 従業員数10人以上の営業所においては、複数の旅行業務取扱管理者を選任すること。

第4 申請に必要な書類等

- (1) 提出書類
「旅行業者代理業新規登録申請書類一覧表」のとおり
- (2) 手数料
15,000円（申請時に群馬県収入証紙で納付）【群馬県旅行業法関係手数料条例】
- (3) 申請用紙等の販売・配布・問い合わせ先
※群馬県観光物産課では販売していません。
- ・（一社）全国旅行業協会群馬県支部 <http://www.anta.or.jp/>
＜電話＞027-228-3366
＜所在地＞群馬県前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル6階
 - ・（一社）日本旅行業協会 <http://www.jata-net.or.jp/>
＜電話＞03-3592-1271
＜所在地＞東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル3階

第5 申請の予約

担当者が不在の場合がありますので、登録申請、相談等に来庁する場合は事前に電話で日時をお知らせください。

第6 登録後の手続き等 ※旅行業者が責任を持って行ってください。

<登録後営業開始前に行くこと>

この手続きがすべて完了してはじめて営業することができます。

(1) 登録票の掲示等

①登録票の掲示

「登録票」に必要事項を記入の上、各営業所で公衆に見やすいように掲示すること。【旅行業法第12条の9】

②旅行業約款の掲示等

所属旅行業者の旅行業約款を各営業所において旅行者に見やすいように掲示し、または旅行者が閲覧できるように備え置くこと。【旅行業法第12条の2第3項】

③料金の掲示

営業所において、所属旅行業者が定めた料金を旅行者に見やすいように掲示すること。【旅行業法第12条第3項】

④「旅行業務取扱管理者証」の発行

旅行業務取扱管理者は旅行者から請求があったときは旅行業務取扱管理者証を提示すること。【旅行業法第12条の5の2】

⑤「外務員証」の発行

旅行業者は、役員、従業員を問わず、営業所以外の場所で旅行業務を行う者に「外務員証」を携帯させること。

※外務員が業務を行うときは「外務員証」を提示しなければならないので注意すること。

【旅行業法第12条の6第1項】

⑥取引条件説明書面及び契約書面の交付の準備

取引条件説明書面及び契約書面の交付の準備をすること（国土交通省令で定める場合を除く）。【旅行業法第12条の4、第12条の5】

<登録後、必要な場合行うこと>

登録事項の変更届出：登録事項等に変更があった場合には、30日以内に「登録事項変更届出書類一覧表」を参考に届け出ること。【旅行業法第6条の4第3項】

※営業所の旅行業務取扱管理者として選任した者の全てが欠けるに至ったときは、新たに旅行業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において旅行業務に関して契約を締結できないので注意すること。【旅行業法第11条の2第2項】

<旅行業者代理業登録の失効>

旅行業者代理業の登録は下記の事由により失効します。【旅行業法第15条の2】

- (1) 所属旅行業者のために旅行業務を取り扱うことを内容とする契約が効力を失ったとき
- (2) 所属旅行業者が旅行業の登録を抹消されたとき

<その他>

上記のほか、旅行業法及びその他の法令等を遵守し、適切に営業を行うこと。